

平成 21 年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成 21 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

業務経費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

2 外部委託の推進

外部委託の方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。

3 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。

4 随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。

なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

- ① 個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。

- ② 既存の寄託品については、寄贈への切替えを所有者に依頼する。また、寄贈承諾を得られない所有者に対しては、引き続き、寄託の継続を依頼する。

(2) 資料の保管

総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「在り方の検討」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。

① 適切な保管

ア 環境の整備

資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さないよう、良好な保管環境を維持する。

イ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。

イ 劣化防止

20年度に再点検を行った資料約17,000件について、専門家と連携して、必要に応じて修理等を実施する。

また、希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処

理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

- ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、21年度においても定休日（月曜日）の臨時開館を継続する。また、開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を平成21年5月14日（木）～24日（日）の11日間に沖縄県平和祈念資料館（予定）で開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

③ 平和祈念展

平成21年8月8日（土）～11日（火）の4日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー（予定）で開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平成21年6月4日（木）～9日（火）の6日間に「平和祈念展」を兵庫県神戸市さんちかホール（予定）などで開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会

関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図るとともに、アンケート結果を以後の展示内容に適切に反映させる。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、20年度に行った準備作業の報告書を基に、移管用データファイル及び目録を作成し、移管作業を適切に進める。

(5) インターネット資料館の構築

資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。

(2) 外国調査の実施

基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎 19』(134件)の電子データ化を効率的に推進する。

② 調査研究の成果の電子化

これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化する。

③ 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー(個人視聴)において視聴できるようにし、積

極的活用を図る。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に地方（場所未定）で開催する。

また、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、それぞれ300人以上とする。

このほか、地方で講演会を3回開催する。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。

(3) 語り部の積極的活用

これまで育成してきた「語り部」を東京近郊の学校14校に派遣するほか、ゴールデンウィーク、夏休み期間中などに、平和祈念展示資料館において「語り部」コーナーを設け、年間延60人の「語り部」を配置する。

(4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し助成を行う。

4 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち平成21年3月31日までに申請のあった者に対して、次のとおり特別慰労品を贈呈する。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に

従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

- ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品
- イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 標準期間の設定

審査期間（3か月）内に処理をする。

(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。

5 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」を作成、配付する。

平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。

(2) ホームページの充実

常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別慰労品の贈呈を速やかに行

えるよう、地方公共団体との連携を図る。

(4) 関係資料館との連携

基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との連携に努めるほか、沖縄で開催する特別企画展及び神戸市で開催する平和祈念展においては、関係資料館と連携し、展示資料の充実を図る。

(5) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

(6) 基金記録史の作成・掲載

これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。

(7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原義の電子化

基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原義を国に引き継ぐため、CD-R 化を行う。

第 3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第 4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

職員の研修

職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても能力開発の推進と意識の向上を図る。

2 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低

減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。

(4) 内部統制・ガバナンス強化

役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	698
運用収入	406
臨時収入	3,470
前年度よりの繰越金	—
計	4,574
支出	
慰藉事業費	4,254
一般管理費	320
計	4,574

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	3,470
支出	
慰藉事業費	3,470

- (注) 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成21年度取崩し予定額及び運用収入である。
- 2 運用収入 及び 臨時収入 は、金利動向等により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 195百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,567
経常費用	4,567
慰藉事業費	4,232
一般管理費	320
減価償却費	15
財務費用	0
臨時費用	0
収益の部	8,037
経常収益	4,567
運営費交付金	676
運用収入	406
事業外収入	0
資産見返運営費交付金戻入	15
資産見返補助金戻入	0
財務収益	0
臨時利益	3,470
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	3,470
収益の部	
臨時利益	3,470

- (注) 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成21年度取崩し予定額及び運用収入である。
2 運用収入及び臨時利益は、金利動向等により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,804
業務活動による支出	4,552
投資活動による支出	22
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	230
資金収入	4,804
業務活動による収入	1,108
運営費交付金による収入	698
運用収入	410
投資活動による収入	3,466
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	230

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	3,470
資金収入	3,470
業務活動による収入	
運用収入	4
投資活動による収入	3,466

- (注) 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向等により変動する可能性がある。